

平成 29 年第 6 回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 平成 29 年 5 月 11 日 (木)
2. 場 所 中央公民館第 1 会議室
3. 開 会 午後 1 時 30 分
4. 閉 会 午後 2 時 20 分
5. 出席者 中野留美 山田篤 原田玲子 中務美保子 藤澤弘幸
6. 説明のために出席した者の氏名

教 育 次 長	櫛田忠	教育総務課長	難波勝敏
学校教育課長	原田英明	こども未来課長	川手泉
文化振興課長	小山朋子	生涯学習課長	清水真
金光分室長	清水房恵	寄島分室長	田中太志
学校給食センター所長	石田康雄		
教育総務課	山崎友紀 (事務局)		
7. 傍聴人 なし
8. 議 事
  - 日程 1 議事録署名委員について  
浅口市教育委員会議規則第 29 条により藤澤委員を指名。  
(了承)
  - 日程 2 会期について  
本日 5 月 11 日の 1 日会期  
(承認)
  - 日程 3 議案第 28 号 準要保護の認定について  
(学校教育課長)  
資料により説明。  
(教育委員)  
生活保護を受けていても就学援助を受けることができるの

か。

(学校教育課長)

生活保護法に規定する教育扶助を受けている保護者に対しては、修学旅行費と医療費に限り就学援助費を支給することができる。

また、今回の申請者の中に他市の小学校に通っているご家庭があるが、居住地は市内である。

(教育次長)

就学援助規則というのは市の教育委員会が定めるが、浅口市の規則では、援助対象者を市内の学校に限っていない。「就学援助を受けることができる者は、学校に在学し」としており、市民への援助として広く対象者を定めた規則を作っている。

(教育委員)

他市へ就学援助を申請することもできるのか。

(教育次長)

できる。

(教育長)

ただし、重複して受給することはできない。

(教育次長)

就学援助費は、学校へ振り込む。学校を経由することで重複受給を防いでいる。

(承認)

#### 日程 4 諸般の報告について

(教育総務課長)

平成 28 年度教育に関する事務の執行状況の点検・評価について、資料により説明。

(教育次長)

何かご意見があれば、明日の臨時会で教えていただくこととしてはどうか。

(全委員)

了承。

(学校教育課長)

学校現場の働き方改革に向けて、資料により説明。

(教育委員)

中学校で「部活動休養日を設定します」とあるが、現在、平日に1日設けているが、それ以外にプラスで設定するということか。

(学校教育課長)

平日で1日、土日で1日設けることを目標とするもの。

(教育委員)

もう一点、国や県が行う勤務実態調査があるが、市独自で実態調査をしたことがあるか。どれくらいの数値が出たか。

(学校教育課長)

鴨方東小学校で時間外業務が、平均180分程度あると聞いている。

(教育次長)

先般市町村の教育長会があり、その中でも部活動の休養日の設定について議論があり、徹底していくよう教育長から話があった。

勤務時間の実態だが、タイムカード等個々の退庁時間を記録するものがないので、調査を行う一定期間の状況しか分らない。

(教育長)

浅口市は市独自に6月と2月に調査を行っている。校長会において、どれくらい減ってきているか、またその効果を検証するようにしている。

(教育次長)

教育長会の中で、学校閉庁日についても議論になった。今年は、県下統一してお盆の3日間で一斉にやっという話になった。また通知が来ればお知らせする。

(教育長)

この働き方改革に向けてのメッセージの中で、「子どもと向き合う時間の確保」ではなく「子どもと向き合う時間の質の確保」と表記することにした。

(学校教育課長)

平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科書の見本の展示について、資料により説明。

日程 5 その他について

(学校教育課長)

学校訪問について依頼。

市内7小学校運動会について依頼。

小学校及び中学校の学校経営ヒアリングについて依頼。

次回教育員会議

(臨時会)

平成29年5月12日(木) 16時00分～ 中央公民館第3会議室

(定例会)

平成29年6月27日(火) 16時00分～ 中央公民館第3会議室

平成29年6月27日

浅口市教育委員会

教育長 中野留美

委員 藤澤弘幸

作成職員 山崎友紀